

令和5年度「八重山の産業まつり」出展者注意事項

1. 出品・販売物

(1) 出品基準

- ①包装・意匠及び容器が適切なもの。
- ②価格が適切なもの。
- ③食品衛生法、計量法等の法規に違反しないもの。
- ④容器又は重量が適切なもの。
- ⑤その他、主催者が展示に相当と認めたもの。

(2) 展示方法

- ①出品物には、必ず、品名、小売価格等を表記すること。
- ②出展者は、出来るだけ商品の生産（製造）場所、工程、特徴などをわかりやすく記載したパネル、印刷物などにより、内容の紹介を行うこと。

2. 出展について

- (1) 出展規格は次の通りとする。使用、設営・撤去は、主催者の指示通りに行うこと。

①特産品販売コーナー

→奥行 3.0m×間口 5.0mを1ブースとする。

**※申込事業者数によっては、調整により奥行 3.0m×間口 2.4m
になる場合もありますことをご了承ください。**

(主催者が準備) 会議用テーブル1台、イス2脚

※使用什器等は各自で手配すること。(例：冷蔵ケース等) ※給水・排水なし

※電気を使用する出展者は別途申込を行うこと。

②実演販売コーナー（飲食）

屋内の場合→①特産品販売コーナーと同じ要件

屋外の場合→2間（3.56m）×3間（5.4m）を1ブースとする。

(主催者が準備) 会議用テーブル1台、イス2脚

※火器を使用する場合は、屋外となります。

また、スペース貸しのみになる為、什器・テント等は各自で準備する事

※簡易営業許に必要な許可を取得していること。

※移動販売車での出店も可とする。

※ブース内の給水・排水設備は各自で準備すること。

※電気を使用する出展者は別途申込を行うこと。

- (2) 出展事業者は、申込以外の物品等を新たに、取り扱う場合は、事前に主催者の承認を得ること。

- (3) 実演販売コーナー出展事業者は、保健所に出店予定届を提出すること。

- (4) 実演販売を行う場合の給排水について

貯水容器（流水式・100ℓ以上）と、調理用等で使用した水を貯める汚水容器（100ℓ以上）を準備すること。使用後は、各自で持ち帰り処理をお願いします。

- (5) 火気を扱う場合は、以下に留意してください。

(A) カセットコンロを使用する際の留意事項

カセットコンロ本体やカセットボンベが異常に熱せられると、カセットボンベ内部が高圧になり爆発する恐れがあることから、以下の点に留意すること。

- ①カセットコンロは2台以上並べて使用しないこと。
- ②カセットボンベ容器のカバーを覆うような大きな調理器具を使用しないこと。
- ③カセットコンロの上での炭の火おこしをしないこと。
- ④消火器を準備すること。

(B) ガスコンロ等を使用する際の留意事項

- ①ガス漏れを防ぐため、ゴムホース等は、器具との接続部分をホースバンド等で締め付け、適正な長さで取り付けること。
 - ②ゴムホースは、ひび割れ等の劣化がないか点検すること。
 - ③プロパンガスボンベを使用する場合は、火元近くを避ける且つ、直射日光のあたらない通気性の良い場所に設置し、転倒しないよう固定すること。
 - ④消火器を準備すること。
- (6) 出展権利の転売ならびに店貸しは禁止とします。
 - (7) 酒類販売を行う業者は税務署にて期限付酒類小売業免許の申請をしてください。
 - (8) 盗難等の事故が発生した場合、主催者はその責任を負いません。
 - (9) 他の出展者の迷惑にならないようにしてください。

3. ゴミについて

- (1) ごみはなるべく出さないようご理解、ご協力のほどよろしくお願い致します。
- (2) 各自ゴミ箱を設置し、店舗周辺の清掃について、責任をもって行うこと。ごみの分別は各自で責任をもって行ってください。
- (3) 油及び残飯類の排水溝への垂れ流しを禁止します。バケツ、水切り等を準備し、各自で処理をお願い致します。
- (4) 他の出展者の迷惑とならないよう各自でごみの管理をお願いいたします。また、イベント終了後は、ブース内で出た生ごみ、資源ごみ、廃油等のゴミは、各自にてお持ち帰りください。

4. 免責事項（盗難・会期短縮・中止時の出展料返還）について

- (1) まつり期間中の警備には、万全を期す予定ですが、万一盗難等にあった場合、主催者は、その責任を負いかねますのでご了承ください。
- (2) 台風等天候異変により開催が不可能又は開催期間が短縮されても徴収した出展料の返還及びこれにより生じた損害賠償は一切行いません。

5. 出展の中止、撤去命令等

本事項に著しく反すること。又はまつり運営に非協力的である事から産業まつりへの出展に不適當且つ不適切な出展者であると主催者が判断した場合は、出展の中止及び撤去等を命じます。尚、徴収した出展料の返金及びこれにより生じた損害賠償は一切行いません。